

一般社団法人 京都市交通局協力会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1:計画期間内の、男性社員の育児休業取得を推奨する。

<対策>

- 制度に関する内容等を社内報などによって全職員へ周知する。
- 各課内で、育児休業の取得を推奨する。

<取組時期>

令和7年4月～

目標2:年次有給休暇の一人当たりの平均年間取得率を75%以上とする

<対策>

- 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 各課内で、有給休暇の計画的取得を推奨する。

<取組時期>

令和7年4月～